

中小商工業者のための融資制度案内

豊橋市

豊橋市では、市内の中小商工業者の方々に対し事業用資金を融資する制度を設けています。

各融資制度の内容は、本紙の内側をご覧ください。

《主な特長》

- 固定金利となっていますので、計画的な返済が可能です。
- 担保は、原則として要しません。ただし信用保証協会の無担保保証限度額を超える場合等は除きます。
- 原則として法人の代表者以外の連帯保証人は要しません。
- 信用保証料の補助制度を設けています。
- 身近な取扱金融機関から申し込ただけです。

令和2年4月

【お問合せ先】

豊橋市 産業部 商工業振興課

電話：0532-51-2431・2432

FAX：0532-55-9090

融資制度(令和2年度)

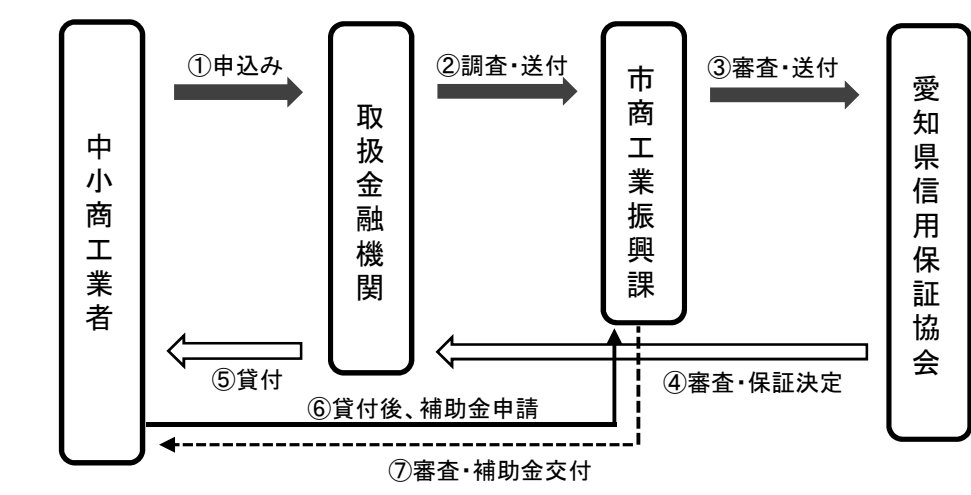
(令和2年4月1日現在。利率等は年度途中でも改定することがあります。)

略称	制度名	住所等要件	従業員数要件		融資限度額	資金用途	融資期間(以内)	利率(年)	設備資金要件	信用保証	信用保証料補助	NPO法人	取扱金融機関	審査機関													備考			
			建設業・製造業	小売・卸売・サービス業										みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行	十六銀行	愛知銀行	名古屋銀行	中京銀行	第三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫		豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合
振	愛知県小規模企業等振興資金(通常資金)	豊橋市内に主な事業所を有する方	50人以下	30人以下	5,000万円	運転設備	3年 1.30%	愛知県内	要	無	○	豊橋市内の本支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
振小	愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)		20人以下	5人以下	2,000万円 <small>信用保証協会の保証付残高を含む</small>	設備	5年 1.40%						3年 1.10%	5年 1.20%	7年 1.30%	10年 1.40%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊小	豊橋市小口事業資金(通常資金)	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	30人以下	10人以下	3,000万円	運転設備	3年 1.20%	豊橋市内及び豊橋市に隣接する市内	要	有	○	豊橋市内の本支店及び豊橋市に隣接する市の本支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	車両は豊橋市内登録に限る		
豊新	豊橋市小口事業資金(経営革新計画資金)	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	30人以下	10人以下	5,000万円	設備	5年 1.10%						7年 1.20%	10年 1.30%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊災	豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	豊橋市内に事業所を有する方	50人以下	30人以下	1,000万円	運転設備	3年 1.10%	豊橋市内	要	有	○	豊橋市内の本支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市が発行する罹(り)災証明または罹災届出証明が必要		
安定	豊橋市経営安定資金	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	1,250万円	運転	5年 1.20%	—	要 責任共有対象外	有			7年 1.30%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・経営安定資金特別対策補助金あり ・セーフティネットの第2条第5項第1号～第4号及び第6号の認定を受けた特定中小企業者または第6項の認定を受けた特例中小企業者	
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金	豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内に事業所を有する方	—	小売業50人以下、卸売業・サービス業100人以下	5,000万円	運転設備	3年 1.10%	中心市街地区域内	要	有	○	豊橋市内の本支店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小売・卸売・サービス業のみ対象	
豊創	豊橋市創業支援資金	豊橋市内に住所を有し市内で開業予定の方	50人以下	30人以下	2,500万円	設備	5年 0.80%	豊橋市内	要 責任共有対象外	有			7年 0.90%	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
豊事	豊橋市小規模事業資金	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	2,000万円 <small>信用保証協会の保証付残高を含む</small>	運転設備	3年 1.10%	豊橋市内	要 責任共有対象外	有	5年 1.20%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
マル団	豊橋市中小企業団体共同事業資金	豊橋地区中小企業団体連絡協議会の推薦を受けた企業団体	—	—	3,500万円	設備	7年 1.30%	豊橋市内	—	無	2年 1.10%	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—		
						運転設備	5年 1.20%	豊橋市内	—	無			—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—		

◆信用保証料補助制度について

略称	補助対象制度名	保証料補助金額	備考
振小	愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額(百円未満切り捨て)とし、かつ補助額60万円を限度とします。	<ol style="list-style-type: none"> 補助対象者 証書貸付により融資を受け、信用保証料を一括納付した方。 申請方法 借入契約日の翌日から数えて30日以内に、所定の申請書で市へご提出願います。 添付書類 ・信用保証書の写し ・保証条件(回収)を伴う場合は、回収金額の計算明細書 ・補助金振込先が確認できるもの(預金通帳の名義人名、口座番号、金融機関名、支店等が記載されたページの写し等) <p>※返済期日以前に融資を完済したことにより保証協会から保証料の返戻が生じた場合は、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。</p>
豊小	豊橋市小口事業資金(通常資金)	ただし、愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)において、市内に住所がない方や市外設備に対する融資については補助対象外とします。	
豊事	豊橋市小規模事業資金		
豊災	豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額(百円未満切り捨て)とします。	
豊創	豊橋市創業支援資金		
安定	豊橋市経営安定資金	融資額から回収額を減じた額で1,250万円分までの保証料相当額(百円未満切り捨て)とします。	
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金		
豊新	豊橋市小口事業資金(経営革新計画資金)	融資額から回収額を減じた額で2,000万円分までの保証料相当額(百円未満切り捨て)とします。	

◆申込みから借入れまでの流れ



◆申込要件について

右記の方は、 申込が出来ません。	①許可等を必要とする事業を営む方で、許認可を受けていない方。 ②税金を滞納し、完納の見込みがたない方。 ③保証協会の保証対象外業種を営んでいる方。 など
---------------------	--

◆提出書類一覧

◎:必ず提出が必要なもの ▲:場合によって提出が必要なもの

提出書類		フリガナ	備考
共通書類	▲ 豊橋市制度融資借入申込書（市所定）		振・振小は不要
	◎ 印鑑登録証明書 ※1		3カ月以内に発行されたもの（連帯保証人分も必要）
	◎ 信用保証委託申込書	(保証協会所定)	
	▲ 申込人（企業）概要		保証協会に提出済みで記載内容に変更ない場合は不要
	◎ 信用保証依頼書		
	◎ 信用保証委託契約書		
	◎ 個人情報の取扱いに関する同意書		
	▲ 許認可証（写）		許認可を要する事業の場合
◎ 税務資料調査承諾書（市所定）	連帯保証人分も必要		
個人の場合	▲ 確定申告書（写；直近2期分） ※2		損益計算書・貸借対照表が無い場合、作成し添付する
法人の場合	◎ 商業登記簿謄本（写）		3カ月以内に発行されたもの
	▲ 定款（写）		過去に保証協会へ提出した方は不要
	▲ 決算書（写；直近2期分） ※2		決算報告書、勘定科目明細、法人事業概況説明書
NPO法人の場合	◎ 事業報告書		事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名および住所を記載した書面 * 法人税法に規定する収益事業を営んでいる場合等は、別に確定申告書が必要
設備資金	◎ 見積書（写）		法人名、屋号、氏名（名字のみ不可）の確認
	▲ 賃貸借契約書（写）及び店舗改装承諾書（写）		賃貸物件を改装する場合
	▲ 建築確認済証（写）		建築確認を必要とする新築等工事を行う場合
豊新	◎ 承認された経営革新計画		
安定	▲ 事業計画書		回収条件を伴う場合
豊創	◎ 創業計画書		
	▲ 直近の給与明細または源泉徴収票（写）		2回目以降の申込は不要
その他、必要に応じて上記以外の書類を提出していただきます。			
※1 過去に保証協会へ提出済みで、変更無い場合は写しでも可。			
※2 保証協会へ提出済みの場合は不要。（直近2期分のうち前々期分を保証協会に提出済みの場合は直近1期分のみ提出）			

◆信用保証協会とは

（お問合せ先：愛知県信用保証協会 東三河支店 電話：(0532)57-5611）

事業者の方が金融機関から事業に必要なお金を借りるときに、事業者の保証人となりお金を借りやすくする公的機関です。信用保証協会が保証人となることへの対価として、信用保証料をお支払い頂きます。これは、金利や手数料とは異なるものです。原則として融資を受けるときに一括で金融機関を通じて信用保証協会に納めて頂きます。保証料率は、中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、以下の1～9のいずれかの区分となります。

<制度ごとの保証料率区分>

略称	制度名	料率区分		弾力料率区分									
		1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
振	愛知県小規模企業等振興資金（通常資金）	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38			
振小	愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46			
豊小	豊橋市小口事業資金（通常資金）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
豊新	豊橋市小口事業資金（経営革新計画資金）	0.68											
豊災	豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金												
安定	豊橋市経営安定資金	0.80											
豊創	豊橋市創業支援資金	0.40/0.79（2,000万円を超える分）											
豊事	豊橋市小規模事業資金	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50			

<信用保証料率の引き下げについて>

- ①従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の個人事業主で、県内で継続して1年以上同一業種を営んでいる方は、2,000万円以内の申込に限り信用保証料率の引き下げを受けられる場合があります（直近1年間で所得税・事業税・市県民税の所得割課税が発生し完納されている方が条件で、いずれかの納税証明書が必要です）。
- ②一部の制度において担保提供をいただいた場合は信用保証料率を0.1%引き下げます。